

和洋女子大学紀要委員会規程

(設置)

第1条 和洋女子大学に、和洋女子大学紀要委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、和洋女子大学紀要の編集及び発行等の事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 図書館長
- (2) 各学部より2名
- (3) 研究支援課長
- (4) その他委員会において指名する若干名

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、又は遂行することを任務とする。

- (1) 紀要の編集・発行に係る事項
- (2) 紀要の充実に係る事項
- (3) 紀要に係る規程等の制定・改廃に関する事項
- (4) 原稿の募集に係る事項
- (5) その他必要な事項

(委員会の運営)

第5条 委員長は、図書館長がその任に当たる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、開催日時及び議題を、原則として、会議の5日前までに委員に通知する。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成により成立する。ただし、賛否同数の場合は、議長が決する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として、2期を超えないものとする。

- 2 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、研究支援課が行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、和洋学園諸規程の管理規程の定めによる。

附 則

この規程は、昭和57年10月5日から制定施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月21日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月2日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。